

社会教育委員会議資料	
平成31年3月28日	
担当課	生涯学習・スポーツ課

## 鳥取市PTA連合会補助金の制定について

鳥取市小学校PTA連合会及び中学校PTA連合会において、主に会長校の教頭が担っている連合会事務局業務を支援するため、平成31年度から新たな補助制度を制定することを検討しています。ついては、社会教育法第13条の定めに基づき、社会教育委員会議へ意見を求めるものです。

### 1. 目的

現在、小中学校各PTA連合会会長校の教頭先生が主に担っている事務局業務について連合会が別途事務局を設置するにあたり、その必要経費を補助することにより、社会教育団体としてのPTA連合会を支援し、本市の児童・生徒の健やかな成長に寄与する。

### 2. 背景

○教員の多忙化問題や働き方改革への取組が求められる中、本市では校長会からの要望や学校事務共同実施連絡協議会での協議、学校事務円滑化検討委員会での検討等を経て、給食費等の公会計化に対応した学校徴収金システムを導入し、学校事務の多忙化解消の取組みを進めてきた。

○その過程において、「連合会による事務局設置への支援の必要性」が継続課題とされてきた。

○教員の業務が多忙化するなか、管理職である教頭はより忙しい状況。

○任意団体であるPTAの事務局業務は教員の本来業務ではなく、教職員の負担軽減とあわせ、小中のPTA連合会による業務の見直し（事務局設置）について支援することにより、間接的に市内全ての単位PTAが支援対象となる。

### 3. 事業内容

各PTA連合会が合同で設置する事務局機能に対し予算の範囲内(限度額: 20万円)で補助、(2分の1)

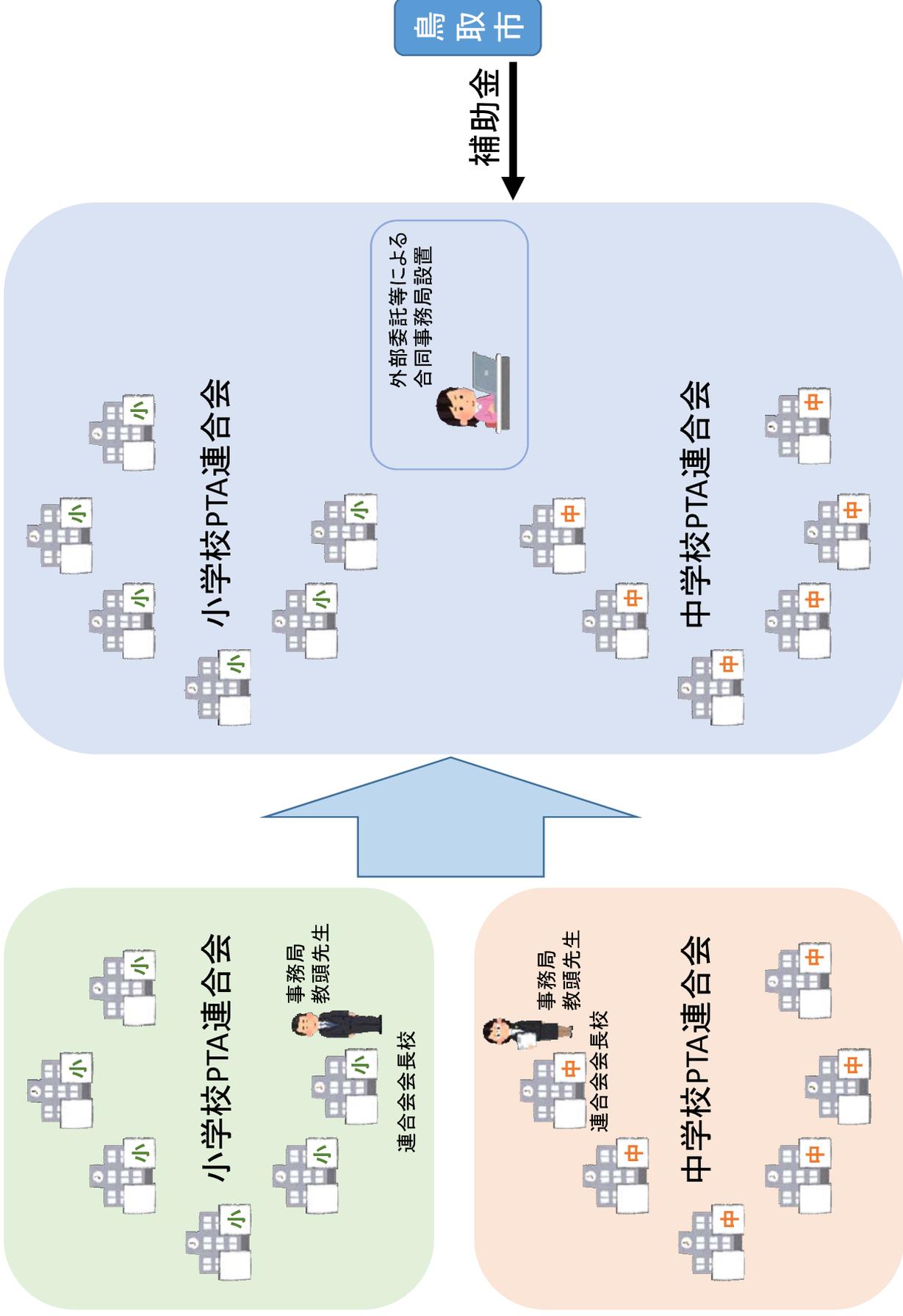
想定される経費: 事務局職員の人件費、通信費、PC・プリンタ等賃借料、需用費

### 4. 他自治体の事例

○県内4市では米子市PTA連合会が事務局をもっているが、市の補助はなし

○鳥取県は県PTA協議会への補助制度あり

# 鳥取市小・中PTA連合会への補助金交付案(イメージ)



## ○社会教育法（抜粋）

### 第一章 総則

#### （この法律の目的）

第一条 この法律は、教育基本法（平成十八年法律第二十号）の精神に則り、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的とする。

#### （社会教育の定義）

第二条 この法律において「社会教育」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

#### （国及び地方公共団体の任務）

第三条 国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の任務を行うに当たっては、国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、第一項の任務を行うに当たっては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努め、及び家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするとともに、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるものとする。

（省略）

#### （社会教育関係団体の定義）

第十条 この法律で「社会教育関係団体」とは、法人であるか否かを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。

（省略）

#### （審議会等への諮問）

第十三条 国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条に規定する機関をいう。第五十一条第三項において同じ。）で政令で定めるものの、地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議（社会教育委員が置かれていない場合には、条例で定めるところにより社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関）の意見を聴いて行わなければならない。

（省略）